

## 議案第93号関連資料

## 明石市公衆浴場法施行条例の一部改正について

## 1 改正の目的

令和2年12月に、明石市公衆浴場法施行条例の指導根拠となる、厚生労働省の「公衆浴場における衛生等管理要領」が改正され、混浴に関するトラブル防止などの観点から、公衆浴場における混浴制限年齢の目安が「おおむね10歳以上」から「おおむね7歳以上」に引き下げられました。

これにより、全国の多くの自治体で混浴制限年齢を引き下げる条例改正等が行われており、兵庫県や神戸市においても今年度中の改正が予定されています。

また、市内公衆浴場施設の多くが、自主的に混浴制限年齢を引き下げて営業している実態があることも踏まえ、条例の一部を改正しようとするものです。

## 2 改正の概要

条例第4条に規定する混浴制限年齢を「10歳以上」から「7歳以上」に引き下げます。

## 3 条例改正案への意見募集等の結果

## (1) パブリックコメントによりいただいたご意見

- ① 実施期間：令和5年10月1日(日)～10月31日(火)
- ② 提出件数：1件(1人)
- ③ 主なご意見：年齢を引き下げるだけの改正に反対。ひとり親や家庭の都合で異性の保護者と子供で利用せざるを得ない場合の対応策が不足している。

## (2) 市内公衆浴場業者からいただいたご意見

- ① 実施期間：令和5年10月中旬～10月31日(火)
- ② 調査方法：こどもが利用する可能性のある14施設に調査票を送付
- ③ 主なご意見：
  - ・現実的で妥当。早期に実現してほしい。
  - ・賛成だが、すべての児童がマナーを守ることができるかどうかかわからないので、親の判断も反映できるようにしてほしい。

## 4 施行期日

令和6年4月1日

※意見募集等の結果を踏まえ、十分な周知期間を設けるため、9月議会報告時の「令和6年2月1日」から変更しています。

## 5 その他

## (1) 市内公衆浴場における混浴制限年齢の実態

状態	施設数	こどもの利用	備考
営業中	23施設	可：9施設	うち8施設が自主的に7-8歳以上の混浴を制限
		不可：14施設	女性専用、高齢者専用等の施設
休業中等	5施設		
計	28施設		

## (2) 全国及び県内他自治体の混浴制限年齢の動向

- ① 全国の動向  
全国157自治体中101自治体が7歳以上としています(令和5年4月時点)。
- ② 県内他自治体の動向  
兵庫県、神戸市、西宮市は今年度中に7歳以上に改正を予定しています。  
(尼崎市は令和3年4月に7歳以上に改正済み)